

源泉所得税の改正のあらまし



日ポルトガル租税条約関係



平成 25 年 7 月

国 税 庁

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。
国税庁ホームページ www.nta.go.jp
- 源泉所得税の納付は e-Tax で!!
国税電子申告・納税システム (e-Tax) ホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、今般、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約」(以下「租税条約」といいます。)が平成 25 年 7 月 28 日に発効し、我が国の源泉所得税については平成 26 年 1 月 1 日から適用が開始されることになりました。

我が国とポルトガルとの間では、これまで租税条約は存在せず、この租税条約は、両国の緊密化する経済関係を踏まえ、新たに締結されたものです。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、このパンフレットをご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

(注) このパンフレットは、平成 25 年 7 月 28 日現在の法令等に基づいて作成しています。

1 租税条約では、配当、利子、使用料について、これらの所得が生じた締約国における課税が軽減されました。

租税条約により、相手国の居住者が受領する配当、利子、使用料について、これらの所得が生じた締約国における限度税率が、次のとおり規定されました。

【配当】

租税条約では、一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対する限度税率は、配当の受益者が、その配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする 12 箇月の期間を通じ、次の(1)に掲げる割合以上の株式又は(2)に掲げる割合以上の資本を直接に所有する法人(組合を除きます。)である場合(親子会社間配当)には 5%、その他全ての場合には 10%とされました。

- (1) その配当を支払う法人が我が国の居住者である場合には、その配当を支払う法人の議決権のある株式の 10%
- (2) その配当を支払う法人がポルトガルの居住者である場合には、その配当を支払う法人の資本の 10%

	我が国の所得税法	租 税 条 約
配 当	20%	5% (親子会社間)
		10% (その他)

【利子】

租税条約では、一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対する限度税率は10%とされ、また、他方の締約国の居住者である銀行（その他方の締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制されるものに限り、）に支払われる利子に対する限度税率は5%とされました。

なお、利子の受益者が、相手国、相手国の地方政府、自治州若しくは地方公共団体又は相手国の中央銀行であるものについては、利子が生じた一方の締約国において免税とされます。

	我が国の所得税法	租 税 条 約
利 子	15%（公社債等） 20%（貸付金）	10%
		5%（銀行が受け取る利子）
		免税（政府等が受け取る利子）

（注） 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、その一方の締約国内において生じたものとされます。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その利子の支払の基となった債務がその恒久的施設について生じ、かつ、その利子はその恒久的施設によって負担されるものであるときは、その支払者がいずれかの締約国の居住者であるかどうかにかかわらず、その利子は、その恒久的施設の存在するその一方の締約国内において生じたものとされます。

【使用料】

租税条約では、一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対する限度税率は、5%とされました。

	我が国の所得税法	租 税 条 約
使 用 料	20%	5%

（注1） 「使用料」とは、①文学上、芸術上又は学術上の著作物（ソフトウェア、映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含みます。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図形、秘密方式又は秘密工程の使用又は使用の権利の対価として受領する全ての種類の支払金、②産業上、商業上又は学術上の経験に関する情報の対価として受領する全ての種類の支払金、をいいます。

（注2） 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、その一方の締約国内において生じたものとされます。ただし、使用料の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その使用料を支払う債務がその恒久的施設について生じ、かつ、その使用料がその恒久的施設によって負担されるものであるときは、その支払者がいずれかの締約国の居住者であるかどうかにかかわらず、その使用料は、その恒久的施設の存在するその一方の締約国内において生じたものとされます。

【適用手続等について】

ポルトガルの居住者が支払を受ける配当、利子、使用料について我が国において租税条約の適用を受ける場合には、最初にその支払を受ける日の前日までに、租税条約に関する届出書を、源泉徴収義務者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります。

2 租税条約では、匿名組合契約に関する規定が設けられました。

租税条約では、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して匿名組合員が取得する所得及び収益に対しては、その所得及び収益が生じる締約国において、その締約国の法令に従って租税を課することとされました。

3 租税条約は、源泉所得税については、平成26年1月1日以後に支払を受けるべきものから適用されます。

租税条約は、我が国の源泉所得税については、平成26年1月1日以後に支払を受けるべきものから適用され

ます。したがって、支払期日があらかじめ定められているようなものについては、その支払期日が平成 26 年 1 月 1 日以後であるものについて適用されることになります。また、支払期日が定められていないものについては、実際に支払を行った日が平成 26 年 1 月 1 日以後であるものについて適用されます。

(参考)

租税条約は、我が国の源泉徴収がされない所得に対する租税に関しては、平成 26 年 1 月 1 日以後に開始する各課税年度の所得から適用されます。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく最寄りの税務署又は電話相談室（電話相談センター）におたずねください。



この社会あなたの税がいきている